

「青梅街道インターチェンジ設置反対に対する 地元周辺地域住民の意見をとりとめて」

練馬区は取組方針案の中で国や東京都に対し、青梅街道インターチェンジの設置を要望するとしていますが、この見解は周辺の生活環境、自然環境への影響を何ら考慮せず、周辺地域住民の意向を全く無視したものであると、私も思っているところでございます。

地元周辺地域住民の意見を踏まえて、先日別紙の通り陳情書を提出いたしました。

ご参考までにお読みください。

PI協議員
岩崎 武司

陳 情 書

平成16年9月28日

国土交通大臣
北側 一雄 殿

練馬 外環道・青梅街道インターチェンジ
反対連絡協議会
代表 須山直哉
〒177-0053 練馬区関町南1-6-8
TEL 3928-2941

外かく環状道路・青梅街道インターチェンジ設置反対に関する陳情

【主旨】

私ども練馬区関町南近傍の外環道・青梅街道インターチェンジ建設予定地周辺住民は、青梅街道インターチェンジの設置に強く反対いたします。

練馬区は、本年6月に公表した『東京外かく環状道路（外環）に関する取組方針案』の中で、国や東京都に対し青梅街道インターチェンジの設置を要望するとしていますが、この見解は周辺的生活環境、自然環境等への影響を何ら考慮せず、周辺地域住民の意向を全く無視したものです。

インターチェンジの設置は、都心の用事のない通過交通の車両を迂回させるという外環本来の目的から逸脱したものであり、周辺地域に新たな交通集中を招くものです。

また、公共事業の適正化の観点からも、約1,000億円という巨額の費用を必要とする青梅街道インターチェンジの設置は、社会的合意、すなわち納税者としての国民の合意を得られるものとは到底考えられません。

石原伸晃 前国土交通大臣も公表されたとおり、国土交通省として「青梅街道インターチェンジは設置しない」という方針を正式に決定してくださるよう、陳情いたします。

【理由】

1. インターチェンジの設置による環境の悪化

私ども青梅街道インターチェンジ予定地周辺住民は、インターチェンジの設置によって発生する410棟もの家屋移転（練馬区側：240棟、杉並区側：170棟）や地域の分断、交通集中や換気塔の設置による大気汚染、騒音、振動、人口排熱、地下水脈の分断等、計り知れない環境の悪化に対し、不安を募らせています。

練馬区は、区民の利便性の向上を理由に青梅街道インターチェンジが必要であるとしていますが、同インターチェンジは区の西南端に位置するため、利便性を享受できる区民は極めて限られています。国の資料でも、同インターチェンジの練馬区民の利用は利用台数全体の約2割に過ぎないとの予測が示されており、区民にとっての必要性が低いことは明らかです。

2. 周辺地域住民の意向を反映していない練馬区の『取組方針案』

練馬区は、本年6月、区独自に実施した外環関連4調査の結果に基づき、『外環に関する取組方針案』を公表し、「目白通り・青梅街道の両インターチェンジおよび地上部街路の設置を国と東京都に対し要請していく」ことを表明しましたが、この『取組方針案』は、上記のような周辺地域の環境への影響を十分に考慮して策定されたとは言いがたいものです。

外環道・青梅街道インターチェンジおよび地上部街路設置反対に関する陳情書

東京都知事 石原慎太郎 殿

外環道路計画対策委員会	須山 直哉
上石神井住民の会	中島 節子
上石神井地域を住みよくする会	田中 正男
上石神井三丁目外環を考える会	高谷 慶幸
外環反対連盟石神井住民の会	阪東 宏
外環対策三原台・大泉の会	矢部すみ子
練馬の外環を考える会	小嶋 良子

【主旨】

私ども外環道沿線7団体並びに沿線地域住民は、青梅街道インターチェンジおよび地上部街路の設置に強く反対いたします。

インターチェンジおよび地上部街路の設置は、都心に用事のない通過交通の車両を迂回させるという外環本来の目的から逸脱したものであり、周辺地域の生活環境、自然環境等に重大な影響を及ぼすのみならず、新たな交通渋滞を発生させることが予測されるため、PI協議会においても住民側は繰り返し反対を表明してきました。

公共事業の適正化の観点からも、巨額の追加費用を必要とするインターチェンジおよび地上部街路の設置は、社会的合意、すなわち納税者としての市民の合意を得られるとは言いがたいものです。

これらの点に鑑み、東京都として「インターチェンジおよび地上部街路は設置しない」方針を早期に決定して下さるよう陳情いたします。

【理由】

1. 『有識者委員会』の提言および国と東京都の『方針』

平成14年10月、外郭環状道路の大泉～世田谷宇奈根間1.6kmについて、東京都は見直し案を発表しましたが、本案は従前の高架方式を地下方式に変更しただけで、概ね既存の計画を踏襲した内容でした。これに対し、平成14年11月、『有識者委員会』は「移転家屋数を出来るだけ少なくし、地元住民への影響を軽減化することが最も重要視すべき観点である」との最終提言を提出しました。これを受けて、平成15年1月に国土交通省と東京都が発表した方針には「インターチェンジ無しを検討の基本とする」ことが明記されました。しかし、この後、練馬区が周辺地域住民の意向に関係なく「青梅街道インターおよび地上部街路の設置」を要望したため、同年3月、これらの点が追加されたという経緯があります。

2. 周辺地域住民の意向を反映していない練馬区の『取組方針案』

外環道計画について、練馬区は当初から周辺地域住民の意向を把握しようとはせず、岩波三郎 前区長の独断で国や都に対してインターチェンジや地上部街路の要望を行ってきました。本年6月、練馬区は『外環に関する取組方針案』を発表し、さらに8月にはこの『取組方針案』について区民全体を対象に行ったアンケート調査の結果を公表して、インターチェンジや地上部街路設置について「区全体では7割、沿線地域でも6割の賛成が得られた」としました。しかし、本アンケートの回答者の8割以上は外環道整備によってほとんど影響を受けない地域の住民であり、また「沿線地域」の回答者も必ずしも都市計画線の直近の居住者ではありません。したがって、このアンケートの結果は、インターチェンジや地上部街路設置によって直接の影響を被る周辺地域住民の意向を反映しているとは言えないものです。

3. インターチェンジ設置による環境の悪化

青梅街道インターチェンジ付近は開削部分が1.5kmに及び、410棟(練馬区側:240棟、杉並区側:170棟)もの家屋移転が発生し、地域の分断やコミュニティの崩壊が起こります。また、インター周辺の交通集中や換気塔の設置による大気汚染、騒音、振動、人工排熱、地下水脈の分断等、回復困難な環境への影響が懸念されます。

インターチェンジを設置した場合に周辺住民が受ける不利益と、設置しない場合に区民全体が受ける不利益を比較考量すると、前者は計り知れない損害の発生が予測されます。

4. 大深度地下方式のメリットを消失させる地上部街路

外環道計画によって38年間都市計画の網をかけられてきた住民の多くは、外環が大深度地下方式で整備されれば地上部の都市計画線は当然廃止されるものと考えており、地上部街路の必要性を唱える行政の考え方との間には大きな隔たりがあります。

練馬区は昭和41年の都市計画に基づいて地上部街路の設置を都に要望していますが、地上部街路設置に伴う家屋移転数は幅員17mの場合約500棟、幅員40mの場合約900棟に上ります。

本来、外環本線整備に大深度地下を活用するメリットは「家屋移転数を減らし、地域住民への影響を軽減する」ことにあつたはずですが、地上部街路はそのメリットを全く消失させるものです。また、地上と地下に二層の道路が造られれば、環境への悪影響が倍増することは明白です。

5. インターチェンジ周辺における新たな交通集中の発生

東京都は外環が高速道路としての機能を発揮するにはインターチェンジが必要としています。都心周辺区市部の幹線道路はいずれもすでに道路容量を越えており、青梅街道も例外ではありません。従って、青梅街道にインターを設置しても、周辺において新たな交通集中を招き、今日まで混雑が解消されていない環状八号線谷原交差点と同じ状況となることが予測されます。外環本線の整備によって関越道、中央道、東名高速がネットワーク化されれば、ある程度利便性の向上は見込めますが、青梅街道インターの設置は新たな渋滞箇所を発生させるだけであり、旅行時間短縮にならないばかりか利便性の向上にも役立ちません。

6. インターチェンジおよび地上部街路設置に関する社会的合意

インターチェンジの設置には1,000億円という巨額の費用が必要です。しかし、上述のとおりインター設置による利便性の向上は見込めないため、費用対効果の観点からも、インター建設は適正な公共事業とは言いがたいものです。

また、練馬区の調査では、地上部街路の概算事業費は、練馬区間だけでも幅員17mの場合約680億円、幅員40mの場合約1,480億円と積算されています。練馬区は『取組方針案』の中で、地上部街路を東京都に要請するとしていますが、近年の都の財政状況ではとても都がその負担に耐えられるとは思えません。

石原伸晃 前国土交通大臣は「外環道を早く、安く造るためには中央道、東名高速との接続が最優先。インターは住民の反対などを考えると否定的にならざるを得ない。」と発言しましたが、道路4公団で約40兆円、国・地方を合わせて720兆円の赤字を抱える国の財政状況を考えれば当然の意向です。次世代にまで借金を残すような道路事業に社会的合意が得られるとは到底考えられず、公共事業適正化の観点からも慎重に検討していただく必要があります。

代表者連絡先 〒177-0053 練馬区関町南1-6-8

須山 直哉

TEL 03-3928-2941